

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議長のお許しをいただきましたので、私は大きく3点伺いたいと思います。

まず1つ目に、高い国保料・介護保険料の軽減策について伺います。物価高騰、エネルギー高騰の影響がいまだに市民の生活を直撃しています。新聞紙上には、今でも毎日のように国内外問わず物価上昇の報道が載っております。物価高、景気低迷の中で、市民の皆さんはあれこれと工夫しながら日々の生活を送っているわけですが、とりわけ高い国民健康保険料と介護保険料が市民には大きな負担となっています。これまでも幾度もこの議場で、また委員会で問題にし改善を求めてまいりましたが、私自身が反省するのは具体的な提案が足りなかったなということですので、ですから、今回は単刀直入に提案をし、飛騨市の社会保障への姿勢をずばりとお聞きいたします。

まず1つ目に、高すぎる国民健康保険料は市独自に基金などを活用して様々な支援策をつくり、積極的に負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。例えば、国が実施している均等割の就学前の2分の1軽減ですが、市には18歳以下の全ての子供の均等割を全額補助することを求めたいと思います。また、生活に困窮している国民健康保険加入者の国民健康保険一部負担金を減額免除する制度は、飛騨市は活用されているか伺います。活用していないとしたら、その理由を述べてください。

2つ目には、介護保険料は財政調整のための介護給付費準備基金を活用してもっと引き下げるべきです。厚生労働省も介護給付費準備基金は次期保険料抑制に使うよう求めています。介護保険制度の最たる欠陥は、認定されずサービスも受けなければ一生保険料を払うだけで人生が終わってしまう、こういうむごい制度だということです。できるだけ保険料を引き下げて支援するのが行政の仕事のはずです。介護保険料をもっと引き下げて、払える保険料にしてください。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

国民健康保険料、介護保険料の軽減策についてのご質問です。まず1つ目の基金活用による国民健康保険料負担の軽減についてお答えします。市の国民健康保険料の見直しにつきまして、改めてこれまでの経過をご説明申し上げます。

平成30年度からの都道府県化を見据え、岐阜県内でも最低水準の保険料でありましたので、平成29年度に飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にお諮りし、国民健康保険料の引き上げ方針を決定いたしました。その方針は、令和5年度までの6年間において保険料率の引き上げを行うとともに、平成29年度に一般会計より2億円を国民健康保険特別会計に繰り入れし、積み増した財政調整基金を活用し、各年度に必要な保険料総額の一部を基金から補填することで保険料徴収額を縮減し、被保険者の急激な負担増加を軽減するというものです。この方針どおり、平成30年度、令和元年度と緩やかに保険料率の引き上げを行ってまいりました。

令和2年度からの3年間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったこと

から、市民の生活を守るため特例的に保険料率を据え置きとしました。しかしながら、令和3年度末及び令和4年度末における飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にて、令和5年度より再び保険料を緩やかに引き上げる旨、新たな今後の方針をご説明させていただき、現在に至っているところであります。したがって、保険料の引き上げにつきましては、これまでの経緯からも慎重に検討を重ね、財政調整基金を活用した上で実施していますので、既に負担の軽減につながっているものと思います。

さて、議員からのご提案について、市独自で18歳以下の子供の均等割を減免するためには財源が必要となります。その財源を一般会計繰り入れとした場合にあっては、法定外繰り入れとなり適切ではありませんし、特別会計の中で対応することになると保険料の値上げが必要となり、さらなるご負担をお願いすることとなるため避けるべきと考えます。そのため、現状において財源となるものはないことから、今のところ、市独自で18歳以下の子供の保険料の均等割を減免することは考えていません。

また、国民健康保険の一部負担金を減額・免除する制度については、「飛騨市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱要綱」に基づき適正に対応しております。なお、本年9月現在で一部負担金減免の対象世帯は1世帯となっております。

次に、介護給付費準備基金活用による介護保険料の抑制についてお答えします。まず申し上げたいのは、保険制度についてであります。保険とは、リスクに備えみんなでお金を出し合い、万が一の事態に備える制度です。それぞれが負担することにより、万が一の際に個人にかかる負担を軽くすることができます。そうした相互扶助の考えのもとでつくられた制度が保険制度です。

介護保険制度も同じで、国、県、市が費用の半分を負担し、住民の皆さんで残り半分を保険料として負担することにより、社会全体で介護を必要とする方を支援し、自立支援を促す制度です。したがって、介護認定を受けずに健康で人生を過ごし、サービスを使わなかったら保険料を払った分だけ損であるという考えは適当ではないと思います。

その上で、介護保険料の引き下げのご質問についてお答えします。65歳以上の方が納める第1号被保険者の介護保険料については、保険者である飛騨市が今後の市内介護給付の需要を見込み、3年に一度定期に見直しを行います。当市では令和6年から令和8年の第9期介護保険事業計画の保険料は月額5,710円と、第7期の開始年度である平成30年度から保険料を据え置きとしており、保険料の水準としては県下の市や広域連合も合わせた22団体中で13番目となっております。ちなみに全国の平均は6,225円であります。

現在、その負担の増加を抑えるための介護給付費準備基金が2億4,000万円ありますが、事業にかかる費用としては、要介護にならないための軽度の方に対するデイサービスなどの地域支援事業において、今年度から3,000万円ほど負担が増える見込みです。さらに収入面においては介護保険料を納める第1号被保険者の方も年間100人ほど減少しているため、使える財源も毎年700万円から1,000万円ほど減少し続ける見込みです。

このような状況から、介護保険財政の安定を図るためには、現状では介護給付費準備基金を取り崩しての保険料軽減は難しいと考えておりますが、今後は保険料の総額と介護サービス給付費のバランスを注視しながら、基金を有効に活用していきたいと思っております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1番目の国民健康保険料についてですけれども、とにかく私が言いたいのは、今市民生活は大変だという、この実態をどう考え、行政としてどう仕事を前に進めるかという、その前提に立ってのことなんです。

今部長は財源がないと最後のほうにおっしゃいました。法定外繰入は許されていないし、これは県の単一保険になってしまったからだと思います。しかも、18歳以下の均等割をそこに補填すれば保険料がさらに値上げになるんだということで、無理だということをおっしゃりたかったんでしょうけれども、でも、飛騨市には財政調整基金が国民健康保険にもあるんです。これが2億7,600万円あります。この財政調整基金というのは、年度間の財政を調整するものですから、いわば家計でいう普通預金ですから、こういうものをどのように生かすかということも行政の手腕に問われることだと思うんです。これを使ってやれば一般会計からの法定外繰入をする必要もないし、それからこの中の財源を食いつぶすこともないということで、やれる可能性はあるんですよ。これをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

国民健康保険財政は事業勘定だけを見ても、令和4年度決算でも1億4,200万円の不用額が出ています。ですから、財政的にはそう厳しいものではない。18歳以下の全ての子供の均等割を補助しなさいということは、つまりこの均等割というのは少子化、少子化と憂いている飛騨市にとっても、子供が生まれたら出産ペナルティーなんですよ。生まれたら均等割を取られる。生まれたばかりの赤ちゃんにも1人当たり年間2万5,000円の均等割が取られるという、本当に理不尽。これはかつての人頭税みたいなものですからね。これを市の独自の努力でやっていただきたいと思います。それを実際にやっている自治体が幾つもあるんですよ。例えば大阪府能勢町という町は飛騨市よりも小さい町ですけども、一般財源で特別な支援制度というのをつくっています。健康増進支援金という制度を創設しまして、国民健康保険に加入する町民1人当たり1万円、さらに物価高騰による影響を考慮して5,000円の1万5,000円。こういうものを世帯分の中に支援金として給付すれば、実質国民健康保険料の均等割を減免した、なくしたということと同じぐらいの負担軽減になるということが書かれてあります。ここだけではないですよ。もっと幾つもある自治体があるんです。一般財源を使って任意事業として制度をつくり、そして均等割で苦しんでいる子供のいるご家庭にはそれで支援をしてやるというやり方があるんですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

市民の負担を上げたくないという点では、議員と私の意見は一致しております。その上で、基金は確かに残っておりますけども、令和6年度につきましても6,650万円の予算を見ております。今基金の残高は2億6,500万円ということですけども、国県の激変緩和措置も今はなくなりまして、この基金を取り崩しております。任意の制度とおっしゃいましたけども、そういう制度をつくりましても、それは結局一般会計から繰り出すことになりまして、繰入金としてはやらないかもしれませんが、もし繰入金とすると今度は保険者努力支援制度というのがあるんですけど、そちらの交付額にもまた影響をしております。

いずれにいたしましても、一般会計から制度をつくったりして負担を減らすというのは難しいのかなということをおもっています。

ちなみに18歳以下の均等割をなくす場合、現在で試算したところ753万円の費用が要ということが分かっています。

○13番（籠山恵美子）

753万円を一般会計で新たな支援制度としてつくって給付するということが果たして高すぎるのかどうかだと思いますけれども、今紹介しました大阪府能勢町は飛騨市よりも小さな町ですけれども、ここにかかる金額はもっと大きいですよ。2,000数百万円です。それでもやるんですよ。

こういう制度は一般会計でつくる制度ですから、福祉制度としてつくられるそうです。一旦は均等割も含めて国民健康保険の加入者には保険料を示して払っていただく。そしてそれと並行して、一般会計の福祉制度の支援金として給付して相殺するというやり方ですから、行政は知恵を使っているものだなと感心します。こういうこともぜひ飛騨市でも工夫していただきたいなと思います。

それから介護保険料ですけれども、これも介護給付費準備基金、これも財政調整基金のような役割なんですけれども、これに対しても飛騨市は消極的ですよ。いろいろ調べた中で、介護給付費準備基金は一体どのぐらいの枠で用意していたらいいものなのか。とめどもなく余った剰余金を積み上げていいものなのかということが言われておまして、飛騨市の場合、介護給付費準備基金というのはどのぐらいの枠で積み立て、あるいは一定枠になったら取り崩すというお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護給付費準備基金につきましては、現在基金残高といたしましては2億4,000万円ございます。予算的には令和6年度から令和8年度の3年間で8,000万円取り崩す計画となっております。なお、剰余金についてはまた繰り越すということで介護給付費準備基金として残しております。

○13番（籠山恵美子）

8,000万円取り崩す予定ということでしたが、これはどういうものに使う予定ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護保険料の抑制であります。

○13番（籠山恵美子）

抑制は大事なことだと思いますが、その幅ですよ。令和4年度の介護保険特別会計の決算書を見ましても、介護保険制度の財源の中には予備費というものもちゃんと取られてありまして、その予備費が1億4,100万円ありましたが、全く使われておりませんでした。1億4,100万円ほどの予備費を入れておいて補正もせずに使わないのであれば、もっとやりようがあると私は思うんです。

これは介護保険の専門家の文書ですけれども、「基金は保険財政の安定を図るために大切な役

割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではありません。」と。「安定的な保険運営のために必要な残高水準を除いた額を取り崩し、保険料負担の軽減を図る。」ということですが、こういう考え方は飛騨市はどうでしょうか。総務省はそういう指定はしませんけれども、全国的に見ると介護給付費の3%ほどの積み上げで介護給付費準備基金は十分じゃないかということが言われています。そうしますと、飛騨市はその倍ほどの介護給付費準備基金を持っている計算になるんです。財政調整基金のような基金の使い方をどのように考えておられるでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護給付費準備基金の用途というのは、議員がおっしゃるとおりでございます。この介護給付費準備基金の額が適正かどうかは判断しかねますけども、いずれにいたしましても保険料増加抑制のために今後も使っていきたいという考えは一致しておりますのでよろしくお願いします。

○13番（籠山恵美子）

どうぞよろしくお願いします。先日、私たち議員に配られた第9期介護保険事業計画と、同時に健康飛騨市21の第三次計画もいただいて読ませていただきまして、なかなか面白いと思ったのは、高齢者の食育推進の取り組みという項がありまして、これを見ますと飛騨市の場合、65歳以上の高齢者、低栄養傾向の高齢者を減少させるということが飛騨市の目標の一つになっています。なぜかという、栄養が足りない低栄養の高齢者が国の平均でいうと16.8%なんですけれども、飛騨市の場合は24%もおられるという統計が出ているんです。

高齢者の食生活がどうかという統計も見ますと、野菜中心の食生活のようで、野菜摂取量というのが国の平均が281グラムなのに飛騨市は313グラム取っていると。これは大変結構なことなんですけれども、こういうのを見ていますと私の周りの高齢者の生活ぶりを見ていても、本当に質素ですよ。飛騨市の場合は塩分の摂取量がちょっと高くて脳疾患も多いんですけれども、やはり野菜を自分で育てて、それを漬物にして、肉その他はあまり取らずに生活を抑えながら一生懸命介護保険料、国民健康保険料を払っているんだなと私は推測してしまうんですよ。もうちょっと自分のお財布から出ていくお金を減らしてやれば、それだけ高齢者も今日は肉でも食べようかという気にもなると思うんです。特にこの統計としては女性が大変なんです。男性の場合は好きな肉は食べるし、お酒も飲むのでしょうか。女性の低栄養傾向が大きいです。こういうことを思うと、本当に社会保険料を何とか払いやすい保険料にしていきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

2つ目に、市職員の処遇改善と最低賃金の引き上げについて伺います。会計年度任用職員の3年目公募をやめ、連続任用を可能とすることを求めます。そして、全体の4割もいる会計年度任用職員（非正規）を適正にもっと正規採用し、人手不足を解決して市民に寄り添ういい仕事をしたいです。税務職員の不祥事、これは前回前川議員から質問がありましたので詳しいことは述べませんが、こういう不祥事を解決するためにも、このような人事環境の改善が必要と考えます。いかがでしょうか。

2つ目には、職員の最低賃金を1,500円に引き上げるべきです。市の考えを伺います。岐阜県は

この10月から51円引き上げて、最低賃金時給1,001円といたします。この1円って何なんだと苦笑いする市民は大勢おられます。そして、その後に聞こえるのは、こればかりの賃上げでは物価高に追いつかないよというつぶやきです。本当にそうだと思います。我が飛騨市の公務員の給与にしても同様です。私たち議員は民間をあれこれ言うわけにはいきません。でも、市役所という組織に働く公務労働者の処遇に対しては議論することができます。この際、申し上げたいと思います。官製ワーキングプアを解消するためには、組織の長である市長が決断して最低賃金を引き上げ、職員の生活を守り保障することです。それは会計年度任用職員の生活保障にも直結し、処遇改善になります。職員みんなが市民に寄り添い、親身になれるような真の働き方改革を実行していただきたいです。市のお考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

市職員の処遇改善と最低賃金の引き上げにつきまして、2点まとめてお答え申し上げます。

まず、1点目の会計年度任用職員の連続任用についてでございますが、本年6月、国の期間業務職員の公募によらない再度の任用の上限について、今まで2回だったものが廃止され、それに伴い、総務省が作成する事務処理マニュアルからも会計年度任用職員の任用上限回数が削除されました。これにより、飛騨市においても今後は再度の任用について上限は設けず、人事評価による能力実証の結果が良好であるものについては再度の任用ができることとなったことから、規則を改正する予定です。

次に、2点目の職員の最低賃金の引き上げについてですが、今年の人事院勧告により飛騨市の会計年度任用職員の最低額は時間給970円から1,100円に引き上げられる予定となっております。さらに、今年度から国に準じ、会計年度任用職員にも正職員と同様に従来からの期末手当に加え勤勉手当を支給することとしました。他の自治体においては、勤勉手当の支給を見送っているところもある中、飛騨市においては年間で約4.5か月分の賞与が支給されることとなります。これにより、賞与を含めた年間支給額を時間数で割り戻すと時間給1,512円となり、実質的には1,500円以上の賃金となります。

また、本定例会の一般質問初日に前川議員へ答弁したように、会計年度任用職員の待遇に関しましては、国に準じた取り扱いを行っており、会計年度任用職員の時間単価についても、正職員の初任給月額を基に時間単価が定まるルールとなっているものです。そのため、会計年度任用職員の時間給自体を1,500円とすることは、若い正職員の時間単価を大きく超えることから、会計年度任用職員と正職員の給与バランスが崩れることとなります。

一方で、現在飛騨市で勤務いただいている会計年度任用職員の応募理由としては、生活給のほか、ご家庭の事情、他の職場を退職した後のセカンドライフなど様々でございますが、勤務時間や休みやすい環境であることから、あえて会計年度任用職員を選択して応募されたケースも多くなっております。

しかしながら、全国的に人手不足が深刻化しており、職員の処遇をよりよくしていくことは重要でございます。来年度からは国の制度に準じ、子の看護休暇や育児時間等が拡充される予定も

ありますが、窓口受付時間短縮による働き方改革など、市で実施できる職場改善も積極的に検討していきたいと考えておるところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○13番（籠山恵美子）

今説明された中には飛騨市が積極的に取り組んでいる面もあって、それは前々から私も評価しております。ちゃんと勤勉手当が出る、それから改定があったときにもちゃんと4月に遡及をして支給していると。本当に誠意的にやってくださっているなと思って、それは評価したいと思います。

3年目公募をやめるということ、これは何よりですけれども、今まで会計年度任用職員というのは、3年でもう一度公募にかけてということでしたよね。それを外すということですから、手を挙げなくても自然に4年目に入るという解釈でよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

会計年度任用職員といいますのは、毎年の契約になろうかと思えます。今は勤勉手当も出て、業務の内容も全て成績的に反映される形になります。ですから、一般的に一生懸命業務をこなしていただけるというような方でありましたら、当然のごとく4年目についてもお願いしますという形になろうかと思えます。

○13番（籠山恵美子）

それは大変いいことだと思います。では、今度は給与の面ですけれども、今の飛騨市は多分3年目で公募があって、また続けてやりたいですということなら手を挙げることはできる。だけど給与の面で、先ほどちらっとありましたが、この最低賃金1,500円というのは会計年度任用職員にだけ上げると言っているわけではないので、正規の職員も同じように飛騨市で働く公務労働者は、皆、時給1,500円程度のベースアップが必要ではないかということをお願いしたいわけです。

この会計年度任用職員が3年を過ぎて4年に入りました。今までですと手を挙げて再雇用することもできるけれども、お給料そのものは一番最初の、それこそ正職員の初任給の号級とほぼ一緒ではないですか。それ以上昇給しないのではなかったでしたか。これはちゃんと昇給していくことになりますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

会計年度任用職員の時間給の決め方ですけど、基本的には初任給の1級1号給からスタートします。1級8号給まで毎年一つ一つ昇給する形になっております。

○13番（籠山恵美子）

こういう昇給のスピードというものがよく分からないんですけど、1年1年上がっていくということですか。1級8号給ということで8年かけて上がるということですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

そういう形になります。

○13番（籠山恵美子）

確認しますが、これから飛騨市は3年目公募というのを削除するわけですから、これは総務省もその文言は削っているし、人事院もその文言を削っているわけですから、当然自治体もやって当然だと思います。基本的に雇用の安定化という面で見ると、4年目もその人に能力があり、また、その人の希望でもあればさらに4年、5年、6年と雇用をしてもらえる。それで、お給料もちゃんと準じて上がっていきますという、こういう理解でいいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

申し訳ございません。私、資料を読み間違えておりまして、現行としては3か年ですから3号給までしか上がらないと。ただ、今国が上限を撤廃するような形になります。これについて給料の関係ですけども、今後こういった形でこの3年というものが撤廃されるのか、維持されるのか、まだ資料が届いておりませんので、そちらのほうは届いた段階で検討したいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

国は待たずに、飛騨市独自で先進的にやったらいいと思います。

2つ目の最低賃金のことですけれども、今答弁なさった中に、例えばパートタイマーの方で進んでというか、喜んでというか、多分介護とか子育てである時期はパートがいいということやられる方もいると思うんですけれども、基本的にどなたも雇用の安定を望んでいるはずですよ。こんな大変な時代に私は3時間でいいわ、あとは夫の給料でやっていけるなんて方はそんなにいないと思います。

この1,500円に引き上げるというのは、全国の労働者組合がくまなく調査いたしまして、1か月に最低生計費はどのぐらいかかるんだということで調査しましたら、東京都に住んでも、九州に住んでも、例えばこの飛騨市にしてもほとんど変わらないそうです。田舎には田舎の負担の大変さがある。車を持たなければならないとか。東京都は車を持たなくて、バス代や電車代は安いけれどもアパート代が高いということがありまして、みんな同じだそうです。最低でも時給1,500円は必要だということです。しかも、岐阜県の労働組合が調査をしたものが前に新聞報道でありましたけれども、岐阜県の場合は、例えば25歳の独身単身者で調査しているんですけれども、時給1,670円ないと生活できないという最低生計費だそうです。この違いは何なのかよく分かりませんが、1,500円はマストなんです。

そういう意味で、市の職員の方も人間ですよ。市民ですよ。職員の方々が安心して暮らせるから、安心して余裕を持って市民にも寄り添えると思うんです。この組織の長である市長は、この賃上げについてはどう思われますか。

◎議長（井端浩二）

答弁をください。

△市長（都竹淳也）

地方公務員の制度はご承知のとおり国の制度にのっって動いておりますし、あまりそこを外

れるとまたいろいろご指摘もございますので、そういった形で進めております。今ある説明があったように、ここ近年で改善が相当図られてきたと思います。実はいろいろな働き方を望まれる方というのがそれぞれあって、ここ4～5年前と全く状況が違うので、私たちはとにかく正職員になれるならなつてほしいと声を掛けることもいっぱいありますし、時間が限られている方にフルになつてほしいという方も相当いるんです。相当声もかけるんですけど、やっぱりそれぞれのライフスタイルの中で今の働き方を選ばれているということです。

大事なことなのでぜひ御認識いただきたいのですが、飛騨市は県内でもかなり早い時期に社会人採用の年齢制限を撤廃しています。ですから、59歳ぐらいまで受けられるわけです。門戸は完全に開けてあるので、もし正職員と同じ待遇で、ここで仕事をしたいという意欲があればぜひ受けてもらう。とにかく今は人が足りないのとにかく受けていただきたい。会計年度任用職員ですら応募があると手を合わせるような状態ですから、とにかくたくさん受けていただきたいと思っています。会計年度任用職員に余儀なくされているわけではなくて、より待遇のいい正職員を積極的に受けていただいて、職場の仲間になっていただければありがたいと思うし、今働いている方にもより長く働いていただけるように声をかけさせていただいているということなので、それが現場の偽らざる思いということです。

なので、こういった国の制度の変更があったときは、少しでも待遇の改善につながるものがあれば積極的にそれを取り入れていく方針でおりますし、前川議員の一般質問でもお話しましたけど、福利厚生も市町村職員共済に会計年度職員は全員加盟することになっていますから、共済組合自体はそれで結構財務的には大変なんですけど、これも国全体でそういう方針を取ってやっているということですから、ほぼ遜色がない状態です。その中で、より一緒に仲間として働いてもらいたいと考えているのが偽らざる現場の思いでございます。

◎議長（井端浩二）

12時を回りましたが、このまま進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

○13番（籠山恵美子）

市の職員全体の風通しのいい環境ということはどうでしょうか。どこでもそうですけど、人間関係で辞めてく方も多し、それから待遇ですよ。労働に見合った対価としての給料がもらわれていないから辞めようという方も多しと思えますが、本当に働きやすい職場環境かなんかということはどうなのかなと思ったりもします。私は決して否定しませんよ。皆さん一生懸命やっていてよくなっているし、都竹市政のもと、本当に明るくなったなと思っていますが、はたから見たときにどうかということがあります。

最近、偶然お話を伺いました。図書館が前は非正規の司書ばかりで、次々と辞めるので困ったなということで、結局は教育委員会の英断もあり全部正規で雇用したと。そうしたら辞めないですよ。今は図書館独自のおしゃべりタイムもあったり、音楽が流れていたり、図書館をもっと人が集まりやすい有機的な施設にしようという、そういうアイデアもいっぱい出てきて本当によろしいかなと思えました。かつて非正規で司書として勤めていた方が、非正規では先の見通しが無いということで辞められて、今保育園の保育士をやっておられる方がいます。正規で雇われたんでしょう。そういうようなものだと思うんです。雇用の安定化というのはどんな人でも求めているものですから、ぜひその辺りは職員の環境も含めて、これから大いによくしていただきたい

など。そして、いい方をいっぱい雇用していただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

次に3つ目、指定管理者制度の問題について伺います。平成の大合併に向けて2003年に導入された指定管理者制度です。20年たって、今まさに制度疲労したのではないかと、限界を感じざるを得ません。この制度の再構築を求めて、市の考えを伺います。

1つ目に、現在42の施設がカテゴリ一別に仕分けされております。改めて、施設ごとの指定管理料の有無の根拠などを明確に示してください。

2つ目に、今回いわば存続のふるいにかけられたホテル季古里は、株式会社飛騨ゆいから見放され売りに出されるわけですけれども、市は株式会社飛騨ゆいの経営責任をどのように受けとめているのか伺います。同時に、大株主としての発言権以外に、先ほどの澤議員の質問のやり取りでもありましたけれども、本来の施設所有者としての市の責務、これをどう考えているのかも伺います。なぜならば、そこには労働者の方々がいるわけで、つまりその方々の生活をどう保障するのかという問題でもあるからです。このホテル季古里はそもそも総合交流ターミナル施設と銘打っているように、単なる宿泊施設ではありませんでした。それがいつの間にか他の施設と競合を迫られるだけの宿泊施設と変容してしまい、そして競り負けたとして経営から見放される。これに誰も責任が問われないのでしょうか。一方、多額の指定管理料で同額ほどの赤字を埋めている類似施設も幾つかありますが、それに対する市の言い訳、弁解というのはとても納得できるものではありません。株式会社飛騨ゆいを解散して、制度設計を再構築すべきではないでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねがございました。私からは2点目の、経営者責任と市の所有者責任についてご答弁申し上げたいと思います。先ほど澤議員の質問に対しても答弁をさせていただきましたが、それを補う形になりますのご容赦いただきたいと思います。

まず、ホテル季古里に対する市の位置づけということでございますけれども、指定管理業務の公募で選ばれた株式会社飛騨ゆいに対して指定管理をお願いしているという施設所有者の立場と、指定管理を受けている株式会社飛騨ゆいという会社に出資している株主の立場というのを同時に有している、この違いは明確にしておく必要があるかと思えます。

それで、株主の立場ということで申し上げますと、株式会社というのは、会社の所有と経営が分離されているというのが株式会社なのです。株主は会社の所有者ではありますが、経営者ではありません。なので、市は株式会社飛騨ゆいの所有者であるけれども経営者ではない。ここが非常に重要なところで。

株主はそれぞれの出資の範囲内で責任を負うということになっております。飛騨市は80.5%の大株主ですが、そのほかに飛騨信用組合、高山信用金庫、あるいは森林組合等も株主になっていただいているわけでありまして、それぞれその出資の範囲内で責任を負うということになります。経営者ではないわけですから、現在の経営陣が十分な経営ができない場合は、株主はその是正を求めたり、経営者の変更を求めたりするということが必要で、それが株主の権利であり

責任であるということでもあります。

飛騨市の場合は80.5%の大株主ですが、ちょっと特殊性がありますのが、その原資が税金なものですから、その出資金が毀損しないように市が守っていくという責任もある。出資金を守るという責任もあるということは、また少し違った立場なのかなというふうに思います。現在のよう赤字が続いて資本金を食い込むような状況になった場合には、最悪の状況を避けるために会社経営の障害となっていることを取り除くように経営陣に求めるということも株主としての責任だろうというふうに考えております。

加えて、議員ご指摘のように株式会社飛騨ゆいについては、従業員の雇用を守るということも必要なことは言うまでもないということになります。現に指定管理者の交代というのは何度もこれまでもありますし、直近でもサンスポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園は指定管理者が変わったんですが、そのときに市が前の指定管理者の従業員の雇用について関わるということは通常いたしません。しかし、ホテル季古里については株主である、会社の所有者であるという立場がございますから、やはり従業員の方についても一定の関与はしていく必要があるのではないかと考えておまして、新たな指定管理者へのあっせんとか、あるいは株式会社飛騨ゆいのほかの施設への異動とか、そうした活躍していただける手立てを講じることについては、経営陣にしっかりと求めていきたいというふうに考えております。

現実には、新しい指定管理者が仮に決まったといたしましても、現場の経験がある人材というのは必ず必要になるわけですから、これまでも指定管理者が交代した時に従業員が引き続きその施設で雇用されているというケースが多々あります。したがって、そうしたことについてもしっかりと求めていきたいということでもあります。以上が株主としての責任ということです。

次に、ホテル季古里の所有者としての市の責任ということについて申し上げたいと思います。先ほど澤議員への答弁で申し上げましたけれども、ホテル季古里は平成8年に旧古川町が整備をしたと。補助金として地域農業基盤確立農業構造改善事業という補助金をいただいた関係上、議員がご指摘になられましたように、都市と農村との交流を目的とした「総合交流ターミナル施設」と称しておったわけですが、実態的には最初から純粋な宿泊施設であると私はそう認識しております。整備から約30年経過しまして、外部環境も変わりましたけれども、古川町内で宿泊施設が不足している中で、以前よりも貴重な宿泊施設であるという位置づけは逆に高まっていると認識しております。

しかし、これも先ほど申し上げましたけれども、宿泊業は常に設備投資をしてリニューアルをしていかないと魅力の維持向上ができないというのが宿泊施設の宿命でありまして、しかし、今の飛騨市にはその財政的な余力がございません。したがって、やはり指定管理者を公募しつつも並行して設備投資ができる民間事業者への無償譲渡も視野に入れながら、今後の在り方を検討していく必要があるのではないかなと思っております。そういうことをしっかりと検討を進めていくことが施設所有者としての責任だろうというふうに考えております。

それで、議員からは株式会社飛騨ゆいを解散して制度設計し直すべきではないかというご意見がございました。私はそうは考えておりません。株式会社飛騨ゆいはホテル季古里の指定管理者ではありますけれども、ホテル季古里を運営するために存在している会社ではないということです。したがって、会社にとって指定管理を継続することが適切ではないという状況になれば、当

然その業務から降りて会社を守っていただく必要があるということになるわけであります。

現実について最近もその例がございまして、思い出していただければ幸いなのですが、河合町に Yu・Meハウスというものがございました。Yu・Meハウスは株式会社飛騨ゆいが指定管理を受けていたのですが、指定管理期間の途中であった令和4年2月に、赤字が累積しているので指定管理から撤退したいという申し出が株式会社飛騨ゆいから我々の方であって、それで、赤字が出るから令和4年度中はもうやるわけにいかないの長期休館にして、それで令和5年3月に施設廃止をするということで、指定管理業務を途中で終了したという例もあるわけがございます。この際も従業員の方には別の施設に移っていただくという形で対応されたということでありまして、今回のホテル季古里が初めてではなくて、つい2年前も同じ例があったということは思い出していただければありがたいと思います。

株式会社飛騨ゆいそのものについて言いますと、自主事業であるバス事業、それから飛騨かわいやまさち工房における地場産品の製造事業、そのほかの指定管理施設の運営においても十分な役割を果たしていただいていると思いますし、会社そのものに問題があるとは私は捉えておりません。今回は、特殊な専門性が必要なホテル経営について、指定管理業務を終了しようというものでございまして、株式会社飛騨ゆいを解散する必要はないと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の指定管理料の有無の根拠についてお答えします。本年度の指定管理施設は42施設あり、観光施設15、産業振興施設9、文化交流施設1、スポーツ施設6、福祉施設7、コミュニティー施設3、環境衛生施設1の7つにカテゴライズしております。ただし、これらの施設のカテゴライズによって、指定管理料の有無を決定しているものではなく、指定管理料の有無については、その施設の内容によって個別に判断しております。

基本的には、必要となる経費と得られる収入、それぞれの見込みを立て、その差額を指定管理料として市が支出することになりますが、施設の性格によって指定管理料をゼロ算定としている場合があります、その数は本年度は42施設のうち16施設となっております。

これらは、大きく3つのタイプに分けられます。1つ目は、特定の利用者のみが利用することが前提となっている施設です。その利用者の負担により運営することが求められるもので、森茂牧場と3つのコミュニティー施設の4施設が該当します。

2つ目は、これまでの実績から収益性があり、その収入によって運営すべきと考えられる施設です。ナチュラルみやがわ、ロストラインパーク、道の駅宙ドーム・神岡、3つの農産物直売施設、肉用牛繁殖センター、障害者グループホーム、養護老人ホーム和光園、介護医療院たかはらの10施設が該当しています。多機能型障がい者支援センターは、指定管理料がゼロ円ではありませんが、地域開放部分の管理費のみを計上しておりますので、実質はこの区分に該当します。

3つ目に、近隣地域に民間競合がある施設です。ホテル季古里、味処古川の2施設が該当します。これは、民間においては施設の建設費もしくは賃料を負担した上で経済活動を行っているこ

とから、市の施設において指定管理料を計上してまで施設運用をすれば、民業圧迫あるいは著しい不公平感を与える可能性があるためです。もちろん、施設の運営状況や社会情勢によっては収益性が損なわれ、2つ目の収益性がある施設に該当しなくなる場合もあり、それが現在のホテル季古里の状況に当てはまるわけですが、一方で、ホテル季古里は3つ目の民間競合がある施設に該当することから、指定管理料をゼロ円としております。なお、ホテル季古里は過去には長く指定管理料ゼロ円で運営されてきた時期があり、収益性の悪化は指定管理者固有の問題だと考えられることもあり、今年度末で指定管理期間が終了することに伴う次期の指定管理者の公募においても、指定管理料はゼロ円とする方針です。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○13番（籠山恵美子）

先ほどの澤議員の質問への市長の答弁を聞いていまして、幾つか違和感があるというか疑問があるんです。それは、今この区分けを聞きました。要するに、観光施設なのか産業振興施設なのかという大きなカテゴリーで分けただけで指定管理の有無が発生するのではないという説明でしたよね。それで細かい説明も聞きました。ホテル季古里と味処古川ですか、民業圧迫をするから、そういうことも加味して指定管理料なしと。自主努力でもうけなさいということですよ。

私も疑問に思っていて、市長もおっしゃってくれたのでちょっと論じたいと思いますけれども、指定管理制度というのは地方自治法第244条に基づいて、公の施設として住民の福祉の増進が目的の施設だということですよ。これは間違いありません。そうしますと、その前提に立ってやる施設を造った、それを民間に管理してもらうことになったときに、ただ単純に民業を圧迫するかどうか。それが利益を生む施設なのかどうかというふうに、単純に線引きできないと思うんです。そういう観点で言いますと、本当に疑問なのは宮川町の飛騨まんが王国おんり～湯です。あそこはちゃんと利益を得ていますよね。富山ナンバーの車も多いです。地元の人がお風呂に入りに来るといのはそんなにはないと言いましたよ。細長いところですから、みんな家風呂で済ませているから。ですからあそこはちゃんと利益を生んでいる。でも、あそこも指定管理施設ですから、目的は福祉の増進ということで、おんり～湯には令和6年度は3,300万円も指定管理料が入っていますよね。ゆうわ～くはうすもそのとおりです。ここでは食事がとっても好評で、皆さん「おいしい、おいしい。」とおっしゃいます。ここも単純に福祉増進の施設だろうか。ちゃんともうけているのではないですかということです。

私、令和元年から今年度までの事業報告書を全部で5冊を読みました。それでいろいろな矛盾を感じました。経営者は何をやっているんだろうという感じです。例えば令和3年度、コロナ禍真っ最中のときです。観光施設としてカテゴライズされている施設は、入館者も減っていますからみんな減収です。なのに、例えば河合町のおんり～湯は仕入原価率46%。目標は45%だったようですよけれども、それを上回ってしまったと反省点みたいなものが事業報告書に書いてあります。私から言わせれば何を言っているんだという感じです。全く殿様商売です。ホテル季古里はもともと仕入原価率は3割で抑えてきた施設です。おんり～湯も高かったときがありますけど、55%ほどの仕入原価率でこれも問題にしたことありましたけれども、料理人が変わったら仕入原価率も3割弱で抑えておられるようです。こういうものを見ますと、経営者は一体どういう厳正な経営をしているんだと思ってしまいます。そういうことで言いますと、改めて今回の事業報告書

を見てもホテル季古里は……

◎議長（井端浩二）

質問時間を超えていますので、速やかに終了願います。

○13番（籠山恵美子）

ということですが、こういうものを見て市はどう考えますか。経営者責任は問わないんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そういう議論が当然出るんです。原価率の高さというのは前から問題にされています。その点を様々な会議を通じて高すぎるのではないかとか、こういうところが改善できるのではないかとか、そういう話は当然しなければいけないし、市としても指定管理はできるだけ下げたいわけですから、極力指定管理料を下げていきたいので、そういった点については経営陣といいますか、会社のほうにきちんと話をしながらやってきている。それでもどうしても改善できないところがあるというのが今までの流れじゃないかなと思うんです。

ただ、指定管理料があることによってそれが何とか続けられてきているときに、やっぱり指定管理料がないところのほうがその矛盾がより早く出てくるということになるのだらうと思います。なので、今回はその指定管理料がないことによって、とても自分のところの会社でやっていけないよということになったわけでありまして、もし今後ほかの施設についても外圧という言い方が悪いですが、外からある程度改善を強制的に図るということは指定管理料をぐっと下げて、もう削らざるを得ないという中でやってもらうことが必要になってくるのではないかなと思います。

ですので、その辺りはやり方がいろいろあると思うんですが、いずれにしても、どんな施設についても市の持ち出しが少なく、そして満足できる経営をしていただくということは必須であります。これは別に株式会社飛騨ゆいに限らず、どんな施設についても指定管理者との打ち合わせ等々を通じてそういったことについては求めていきたいと考えております。

◎議長（井端浩二）

速やかに終了をお願いします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕